

季節労働者のみなさんへ ▷▷▷ 特別教育・安全衛生教育のご案内

## (A) 小型車両系建設機械(整地等)特別教育 定員6人

5月20日(月)～21日(火)

開催場所 <学科> 新ひだか町地域交流センター ピュアプラザ  
<実技> 新ひだか町建設資材置き場(静内海岸町)

講習指導機関 キャタピラー教習所(株) 北海道教習センター

①のみ季節労働者でない方も有料にて受講できます。  
<受講料> 15,000円

各教育  
受講料無料  
先着順



## (B) 刈払い作業従事者安全衛生教育 定員5人

6月4日(火)



開催場所 日高地域人材開発センター(浦河町東町うしお2丁目3番1号)  
講習指導機関 林業・木材製造業労働災害防止協会 浦河分会

<以下Ⓐ、Ⓑ共通>

対象者 18歳以上で新ひだか町・新冠町に住民登録があり、次のいずれかに該当し  
通年雇用を望まれている季節労働者の方

- ①雇用保険の「短期雇用特例被保険者」として雇用されている方
- ②離職者であって、直前の雇用保険が「短期雇用特例被保険者」であった方
- ③離職者であって、直前の雇用保険が「受給資格を有しない一般被保険者」  
であり、前々職の雇用保険が「短期雇用特例被保険者」であった方  
(※②、③は平成30年4月1日より前に離職した方を除く)

申込方法

先着順にて受付

※Ⓐは5月8日(水)まで、Ⓑは5月15日(水)まで受付し、  
定員に達し次第受付を終了とさせていただきます。

窓口で直接又は電話でお受け致します。

\*\*\* 提出書類等(申込受付後の提出となります) \*\*\*

- ①「雇用保険特例受給資格者証」又は「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」
- ②顔写真1枚 ※3ヶ月以内に撮影した写真(縦3cm×横2.5cm)
- ③印鑑(書類提出時に必要となります)

(Ⓐのみ) ④運転免許証(両面)コピー

受講料

無料

※ただし、以下につきましては、受講費用は全額自己負担となります。

- ◆受講当日のキャンセルをされた場合
- ◆遅刻及び受講期間中に「自己都合(会社都合)」により、  
途中退席等をされて、修了証が発行されなかった場合

«お申し込み・お問い合わせ先» 日高中部通年雇用促進協議会

新ひだか町 総務部まちづくり推進課内 ☎ (0146) 49-0293(直通)